

朝倉さんしょ を栽培しませんか？

「朝倉さんしょ」苗木の 新規作付・改植を支援します

補助対象となる経費

朝倉さんしょ苗木の新規作付または改植にかかる経費

(例) ● 苗代 ● 肥料代

- 鳥獣被害対策にかかる経費
- 排水対策、植穴等工事費
- 重機等機械器具レンタル料、燃料費

※ただし、同一経費について他補助金
(市苗木助成等)との重複は不可



補助内容と要件

事業主体

但馬地域にて居住または営農する農業者、農業法人、生産者団体で、以下のすべてを満たす方

- 1 事業者あたり**15本以上**の新規作付または改植を行う。
- 2 **作付する苗は朝倉山椒組合が育苗し、たじま農業協同組合または朝倉山椒組合が販売したもので、「朝倉さんしょ」の形質を備えていることが確実であるものを使用する。**
- 3 苗は**但馬地域内に植栽**する。
- 4 生産物の販売については、**地域団体商標「朝倉さんしょ」を使用**することとし、JAたじま朝倉さんしょ部会またはそれに準ずる組織による共販出荷を行う。
- 5 事業実施年度の翌年度から4年間、毎年度、当該年度の実施状況を県民局あて報告する。

補助率

2分の1以内 1事業者あたり**上限10万円**

※ただし、苗代については1本あたり上限1千円。

